

大磯の河川の劣悪な水質環境を憂い、効果的な施策を求める陳情

要旨及び理由

風光明媚な大磯にあって、残念なことに河川に対し行政は、その保全に十分な配慮をしてこなかった。生物の生息域を狭めるコンクリートだけの護岸や河底、河川を単なる利便性から日の当らない暗渠とする自然破壊行為、また水環境の保全に対し効果がない多額の浄化槽維持管理補助金の支給等がおこなわれてきた。

何より憂いでいることは、その結果としての水質環境の劣悪さである。二宮、平塚の河川は環境省の環境基準(添付資料①)を十分達成しているのに対し大磯町はほとんど達成できていない。

次表に大磯町の河川の水質と環境基準達成率を示す。

河川の BOD(生物化学的酸素要求量)測定結果

(調査河川数)	実測値平均 (mg/l)	環境基準達成率 (%)
大磯町 (8)	7. 0 5	1 2. 5
神奈川県 (37)	1. 7 6	9 7. 3
全国 (2,561)	1. 3 0	9 2. 3

*大磯町：環境経済課「平成21年度河川水質調査」

*神奈川県、全国：環境省「平成21年度公共用水域測定結果」

BOD 5 mg/lとは汚濁に強い鯉、鮎が生息できる限界であり、BOD 10 mg/lは悪臭の発生もある数値であり、昆虫は生息できない。大磯町の数値の7. 0 5 mg/lはこの中間に相当する。また、この汚濁は相模湾に流入、海そして漁場を荒らす。

この劣悪な河川の現状に対し町当局は「下水道率が約50%と低く、浄化槽からの汚濁が河川の水質を悪化させている」という。

それでは大磯町はこの汚濁の元凶である浄化槽に対しどのような施策を探ってきたのか、有効な対策を探っているのか検証する。

1. 施策について

平成16年度に「生活排水処理基本計画」を策定した。そこでは「水環境保全及び創造を理念とし、快適な生活環境の確保と健全な水環境の保全を目標」とし、達成のための具体的な施策として下水道の普及とともに合併処理浄化槽の普及をあげた。

また、町長に宛てた同検討会報告書では

- ① (特定の浄化槽だけでなく、対象を広げる)浄化槽の維持管理補助制度の創設に取り組むこと(例：平塚市浄化槽補助金制度—添付資料②)
- ② 国の補助事業である合併浄化槽の設置補助の導入検討を進めることと具体的な提言を行った。

理念と目標はある。しかし、その後 7 年を経て、現在に至るまで、水環境の保全に有効な具体的な施策は何ら行われていない。

2. 補助金の概要

浄化槽に関する補助金の内容、期間、補助の対象、金額は次のとおりである。

補助の内容	実施期間	補助対象	累計金額
① 合併浄化槽 維持管理費	昭和 60 年～	特定 4 団体の合併浄化槽(添付資料③)	93,306,000
② 合併浄化槽 新設時建設費	平成 18 年～ 21 年で終了	5～10 人槽の合併浄化槽 (実績：15 基)	5,632,000
③ 単独浄化槽→合 併浄化槽 転換	平成 22 年～	5～10 人槽	0

3. 水環境の保全に対する各々の補助金の費用対効果の検証

① 合併浄化槽 維持管理費—効果なし

当該浄化槽は昭和 50 年～53 年の間に建築、分譲された団地の付属設備であり、その維持管理費に対し昭和 60 年から「汚水処理場維持管理」という名目で特定の団地団体のみに補助金の支給がなされてきた。

この補助金は、昭和 58 年に成立する浄化槽法で、すべての浄化槽所有者に国家資格を持つ者の保守点検が義務付けられたとき、その性能の悪さから毎週一回以上と頻繁な保守点検を義務付けられ(参考資料④)、維持管理費が嵩むようになる一部の団地団体が、自らのみに補助金の支給を求め、一部議員と共に町に「汚水を一般家庭より多額の費用で完全に浄化、そして河川の水質保全に寄与し」とおよそ根拠のない趣旨の請願書(参考資料⑤)を提出、議会は既に陳腐化し、その性能の悪さから同様の設備の新たな建築が禁止となっていたこれらの設備(参考資料⑥)に対し、十分な調査を行うことなく採択し始まった補助金で、その後、公益性、公平性、平等性、有効性などにつき何の検証もされず、既得権益と化し、今も継続されている。

町はこの補助金に対し「平成 13 年の合併浄化槽の義務化前に合併浄化槽を設置し、一般家庭より多額の経費で、水環境の保全に貢献し」と支

給の理由を述べている。

しかし、平成 13 年の合併浄化槽の義務化は少人槽（一般家庭）についてであり、大型浄化槽は排水量が多く、環境に与える負荷が大きいので、昭和 44 年から既に、建築基準法の排水基準を満たすためには合併浄化槽の設置は義務であった。（添付資料⑦）

一大磯町がこの事実を知らなかったとすると怠慢であり、知っていたとなると隠蔽である――

とすると、浄化槽の維持管理は、浄化槽所有者の、昭和 60 年施行の浄化槽法に定められた義務であるから、補助金の支給は単なる団地運営経費の補填であり、補助金の支給がなくても放流水の水質に何ら影響は及ぼさないので、補助金の効果は全くない。

また、大磯の河川の水環境は健全に保全されていないという事実からすると、当然ながらそれに貢献しているものはなく、従って当該施設が水環境の保全に貢献しているという事実はない。

しかも、一般家庭より高額の負担でというが、実はスケールメリットで、一戸当たりに換算すると経済的負担が相当小さい大型槽、（添付資料⑧）それも特定の団体のみに補助（添付資料⑨）しており、著しく住民間の公平性に欠ける。

環境省ホームページから浄化槽の「維持管理費用に対する補助を行っている市町村の現状」（添付資料⑩）で調べても、そのほとんどは高負担を強いられている一般家庭の小型槽に対しての補助であり、大磯町のように大型槽のみを優遇する、しかも極めて高額の補助はどこにもない。

また、その使用電気量は同性能の最新設備と比べると 2 倍以上と、間接的な炭酸ガス排出量（大気汚染）も大きく、性能的に非常に劣悪な設備である。

その放流水は河川、海域の富栄養化の原因物質の窒素、リンは除去されない、（添付資料⑪）所詮は、30 年前に分譲を目的として、低建設費（高維持費）の方針で作られた設備であり、現在の日本が進めなければならない低炭素・循環型社会の構築に向け、補助金を出し推奨する設備では全くない。

② 合併浄化槽 設置時建設費―効果なし

合併浄化槽の設置は義務であるから補助金の支給の有無にかかわらず、放流水の水質は変わらないので効果はない。

しかし、前述したように、該当する 5 ~ 10 人槽は経済的に最も負担が大きく、受益者負担の原則とはいえ公平性に欠けるので行政サービスとしては意義があり、国の施策として全国的に実施されている。

③ 単独浄化槽→合併浄化槽 転換一効果大

単独槽に比べ合併槽は放流水の水質はよく、汚濁の緩和に役立つので効果は大きいが、補助金額が貧弱であり、施工実績はない。

以上を総括すると、約1億円もの補助金を支給したもの、「税金の無駄遣い」とは正にこのことで、水環境の健全な保全に有効な施策はなにもなされていない。

従って、この放置状態ともいえる大磯の河川に対し早急に、将来的にも浄化槽に頼らざるを得ない地域を対象とした有効な施策を講じ、将来、子供たちが二宮町のように(添付資料⑫)「学びそして遊べる」大磯の川の実現に向け、一步を進めていただきたい。

陳情事項

1. 特定3団地に対する維持管理費補助金の撤廃。平成16年度に勧告された維持管理補助制度の創設の検討
2. 大磯町には浄化槽は約7,500基ある。そのうち約1／3が合併浄化槽と推定されるが、合併浄化槽の設置時補助はたった15件で終了した。
合併浄化槽は有機(BOD)汚濁しか除去できないが、富栄養化の原因物質である無機(窒素、リン)汚濁も除去し、公共下水道に匹敵する性能を持つ高度処理型合併浄化槽の設置を推進すべきであり、公共下水道整備と組み併せた費用対効果の検討
3. 単独浄化槽から合併浄化槽の転換は効果が大きいものの、施行後1年半経過するも実績がないので、環境意識の高い町民に訴えることができる高度処理型合併浄化槽への切り換えと、補助金額の増額の検討

以上

平成24年2月6日

大磯町議長様

大磯町生沢491 ファーマーズデザイン内

特定非営利活動法人ソーシャルファーム大磯

代表 田正直印

電話 72-5329

他23名